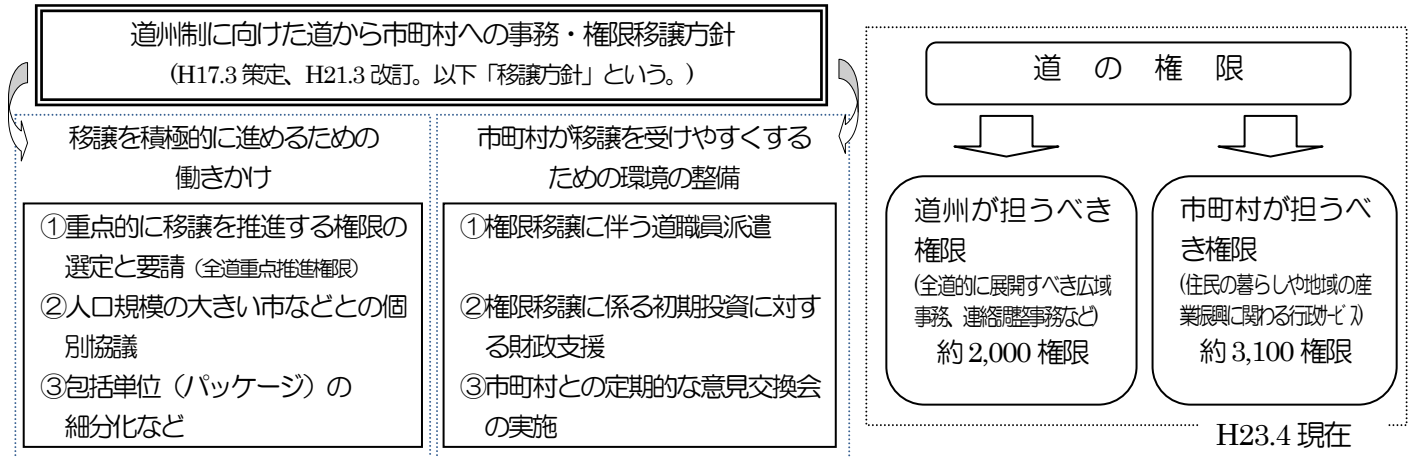


道から市町村への権限移譲の取組状況について

23.7 総合政策部 地域主権局

1. 権限移譲の仕組み



2. 移譲権限数の推移 (条例による事務処理の特別制度を活用した移譲) (参考) 6カ年の推移 (平成18年度～平成23年度)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
権限数	657	491	327	248	456	430
移譲市町村数	61	180	128	179	176	171
移譲権限の総数	1,733	6,193	3,273	2,785	5,853	2,991

※権限数：当該年度において市町村に移譲した権限(一条項)の数

※移譲権限の総数：当該年度において市町村に移譲した権限(一条項)の総数

3. 重点推進権限の選定

(1) 重点推進権限の考え方

「移譲方針」に基づき、市町村の意見を踏まえ、道から市町村へ重点的に移譲を凶る権限を選定し「重点推進権限」と位置付け

※選定のポイント

- ・これまでに多くの市町村への移譲実績が既にある権限
- ・特に住民に身近な事務でメリットが明確な権限
- ・移譲により、市町村においてより効果的、総合的に施策を展開できる権限

(2) 移譲の方法

市町村に対して事務の具体的内容を説明するなど、道として積極的に権限移譲を働きかける。

(3) 設定の期間

原則3年間

(4) 平成23年度における重点推進権限と移譲の状況

H21 年度選定		移譲市町村数 累計
①老人福祉法	有料老人ホームの設置等に関する事務	36
②母子保健法	低体重児の出生の届出受理・未熟児訪問指導に係る事務	132
③農地法	農地等の権利移動の許可に関する事務	155
④農地法	農地等の賃貸借の解約等に関する事務	158
⑤工場立地法	特定工場に関する届出の審査等に関する事務	69
⑥鳥獣保護狩猟適正化法	とがりねずみ科等に属する獣類の有害捕獲等の許可に関する事務	164
⑦鳥獣保護狩猟適正化法	ニューナイスズメの卵の有害採取等の許可に関する事務	165

H22 年度選定	移譲市町村数 累 計
①身体障害者福祉法 身体障害者相談員設置に関する事務	29
②知的障害者福祉法 知的障害者相談員設置に関する事務	29
③旅券法 一般旅券の発給申請受理・交付に関する事務	88
④電気用品安全法 電気用品販売等の規制に関する事務	31
⑤特定非営利活動促進法 特定非営利活動法人の設立認証等に関する事務	25
⑥農業振興地域の整備に関する法律 農用地区域内における開発行為の許可等に関する事務	134
⑦都市計画法 開発行為の許可等に関する事務	36
⑧森林法 開発行為の許可等に関する事務	7

H23 年度選定	移譲市町村数 累 計
①老人福祉法 養護老人ホーム等の設置認可等に関する事務	4
②老人福祉法 老人居宅生活支援事業に関する事務	5
③社会福祉法 軽費老人ホームの設置許可等に関する事務	13
④介護保険法 指定居宅サービス事業者の指定等に関する事務	13※
⑤介護保険法 指定介護老人福祉施設の指定等に関する事務	6
⑥介護保険法 介護老人保健施設の開設許可等に関する事務	0
⑦介護保険法 指定介護療養型施設の指定等に関する事務	0
⑧家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 家畜排せつ物の管理の適正な管理等に関する事務及び処理高度化施設整備計画の認定等に関する事務	7
⑨屋外広告物法・北海道屋外広告物条例 屋外広告物の許可等に関する事務	12

※ ④指定居宅サービス事業者の指定に関する事務は、7市町と1広域連合（空知中部・6市町村で構成）に移譲

<権限移譲に関する広域的な取組>

○パスポート事務に関する事務委託の取組について

振興局	開始年度	受託市町	委託市町
空 知	H23.7	滝川市	新十津川町、雨竜町、浦臼町
		砂川市	歌志内市、奈井江町、上砂川町
上 川	H22.7	名寄市	下川町
	H23.4	士別市	剣淵町
宗 谷	H23.4	浜頓別町	中頓別町
オホーツク	H23.4	紋別市	滝上町、興部町、西興部村、雄武町

4 権限移譲に伴う支援状況(H22年度～)

(1) 道職員の派遣

派遣期間・身分	原則2年間。道、市町村の身分を併任し、基本的な給与費は道が負担する。
派遣職員の事務	権限移譲に伴う体制整備等
派遣団体の選定	○ 多数の権限移譲を推進する市町村 ○ 行政サービスを効果的・効率的に提供するため、広域処理が適切と考えられる分野の権限を受ける広域連合 ○ その他、特にモデル性が高い権限を受ける市町村や広域連合
派遣先市町村	H22～23 当別町、登別市、新ひだか町、北斗市、東川町、稚内市、鹿追町
	H23～24 恵庭市、奥尻町、苫前町、芽室町

(2) 財政支援

概 要	地域づくり総合交付金による支援（※(総合)振興局長が採択する事業）
交 付 率	2分の1以内(上限額500万円、下限額10万円)（※広域：上限額1,000万円）
対 象 団 体	① 新たに旅券法の事務の移譲を受ける市町村等 ② 新たに5パッケージ以上の事務を受ける市町村等
対 象 経 費	移譲初年度に支出する受入に必要な初期投資(備品・書籍等)に係る経費の合計額